

徳之島における三平所と手々村神役の継承システム：琉球と薩摩藩の影響を受けた文書とシマの運営を含め

弓削，政己 / ユゲ，マサミ

(出版者 / Publisher)

法政大学沖縄文化研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

沖縄文化研究 / 沖縄文化研究

(巻 / Volume)

41

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

51

(発行年 / Year)

2015-03-31

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00010687>

徳之島における三平所と手々村神役の継承システム

―琉球と薩摩藩の影響を受けた文書とシマの運営を含め―

弓削政己

はじめに

奄美諸島のノロ関係を対象とする論考は、瀬戸内町地域に多い。その理由について町健次郎氏は、次のように述べる。

「瀬戸内町においては、昭和・平成の時代に入っても、辛うじて加計呂麻島を中心として数力村で祭祀が保存されていたこともあって、祭祀組織・神役の継承、神観念を明らかにすることを目的とした報告と論文の蓄積が奄美諸島の中では比較的多くなされてきた」と。¹

そのことは逆から言えば、祭祀が保存されていない地域での研究は少ないということである。そのためには、文書による検討も必要とされる。

そのことを具体的に明らかにしたのが、津波高志『沖繩側から見た奄美の文化変容』である。その書で、奄美大島大和村名音の「川畑家宮司関係文書」と「^{クニケ}国家上脇文書」、大和村大榎・大金久の「山ノ神證類」という近・現代史料を組上に載せ、シマのノロ祭祀集団の神役の継承を検討した。その結果、「女性神役が特定のヒキ集団の嫁によって継承されとの見方」と「男性神役も同じである。それを継承する集団としてのヒキの存在」が「今後の研究にも参考になるであろう」と結論付けている。^②このように、ノロ祭祀関係文書についての研究は、祭祀が残っていないと言われる徳之島でも必要とされる。

さいわい、徳之島町手々の「深見家文書」は、翻刻も含め一七点知られている。しかし、同じ手々の「堀田家文書」はあまり知られておらず、国際基督教大学社会科学科人類学教室により初めて、所収の内四点の史料が翻刻公開され、外に関連する論考が一点あるのみである。^③

その後、文書点数からみると、堀田家文書の新たな史料も掌握された。ただ、残念なことに堀田家文書は、火災に会い完全な原本はほとんどない。しかし、所有者が焼け残った堀田家文書を大切に保管されていた。そのため、堀田家の複写保存されていた文書と火災残簡、深見家文書を含め、表(3)「堀田家文書・深見家文書目録」を作成することができた。^④

この目録をもとにして、両家文書の若干の位置付けとこれまで不明であった「三平所」・「兼久村三平所」（現天城町兼久）と手々村祭祀集団の機構図・役割について、「大神」のシマ（集落、以下シマ

用語で統一）での選出と三平所の承認という継承文書による継承システムやシマの「自治」あるいは運営について検討したい。

一 「堀田家文書」の保存状況と文書内容の性格

（1）堀田家文書の火災と公開・保存経過

この文書の公開・保存過程を先に述べるのは、近世文書が、複写史料や火災残簡として、個人や大学関係のご努力の結果として、一定残されていたためである。また、二〇一〇年一〇月の奄美市住用をはじめとした奄美大島の水害があり、その中で文化財資料の消失を防ぎ、保存、活用するためのさまざまな教訓や課題が議論されているからである。

堀田家文書の所有者は、手々在住の山田ツエ氏であった。ツエ氏は以下のように述べる。

もともとは「稲富家文書」と呼ぶべきであったが、堀田姓に変更になったため堀田家文書と呼んでいる、堀田家の「トグラ」（台所のある棟）に保管されていた。深見竜男氏が、一九八六（昭和六一）年手々に来られ、堀田家文書を複写された。ただ、その点数は複写された史料からすると、全てではなかった。しかし、その年の「数カ月後に火災」にあった。それぞれの文書は、大方「半分が焼失」。その焼け残った文書を、先祖に申訳ないと思いつつ現在まで大事に保管していた。一九八八（平成

(二) 年一二月に深見氏が複写史料八点を「私の所持分」として山田氏に送ってくれたと。

その直前の同年五月に、国際基督教大学社会科学科人類学教室へも深見氏から提供され、内、四点が一九八九年、実習報告書に翻刻されたため、一般に知られるようになった。

二〇一二(平成二四)年一月に、深見氏複写史料と火災による残簡、火災にあつた神道具が、山田氏宅に保存されていることを当時の徳之島郷土資料館米田博久氏が掌握し、それらは現在、デジタル写真として同館に保存されている。⁵⁾ これまでの若干の史料が公にされて以来、二十年余をへて堀田家文書の現状がわかり、残りの史料の保存がなされた。

(2) 「堀田家文書」と「深見家文書」の性格

深見氏が複写した堀田家文書八点をみると、ひとつは、表(3)「堀田家文書・深見家文書目録」にある「文化四 八月廿一日 手々村嘉幸智 卯年大神祝ニ付諸入米覚日記 萬常」と表書にあるように「大神祝」のための「入米」(祝用の費用で、管轄の手々村や金見村からの個人や村中の諸品納入)の「覚日記」がある(史料番号28)。(以下「史料番号」は、表(3)「堀田家文書・深見家文書目録」の番号を指す)。

もうひとつは、「天保七 同十月吉日 手々村 申歳三平所江大神請礼覚帳」とある一八三六(天保七)年、「めとな」(女子名)が大神となった際の「三平所」や「大差司」、シマ内の「のるくめ」、

「里主」などへシマからの御礼の品や、ノロによる折目祭費用も記録した「覚帳」がある（史料番号54）。いずれも新旧交代の新大神に関する史料である。

堀田家文書の火災による残簡のうち、「覚」（史料番号13）から「書物」（史料番号21）まで九点の史料は、手々村嘉幸智の娘こせ（女子名）が大神になる一枚文書がほとんどである。また、これらの文書群が堀田家に保存されていることから、堀田家は大神出自の家であることがわかる。大神については後述するが、のるくめの次に位置するシマ居住の女性神である。

一方、深見家文書は、シマの祭祀集団の最高位の神である「のるくめ」に関する文書群である。（史料番号1）は、琉球王からのるくめを任命する辞令書であり、（史料番号6、7、8、29、32、39、40、41、46、47、62）は、のるくめに関する文書である。その点で、深見家はノロ出自の家である。つまり、手々ノロ関係文書は、辞令書、薩摩藩統治の近世史料を除き、①大神出自家に関する堀田家文書、②のるくめ出自家に関する深見家文書、③その他それぞれの家に関わる文書から構成されている。

二 新神承認の「請」・「請之節」と「礼」・「礼之節」

(1) 新神継承における請・礼の概念

堀田家文書と深見家文書には、これまでのノロ関係研究で把握できなかった新のるくめ、新大神継承の時の行動概念やそれに関わる継承文書があった。

まず、行動概念を検討する。例えば「のるくめ代り合之節三平江請礼之次第之事」(史料番号6)、一八一八年「文政二卯八月吉日三間切野路久目代り合之節請礼規模帳」(史料番号39)や一八三六年「天保七 同十月吉日 申歳三平所江大神請礼覚帳 手々村 佐傳」(史料番号54)には、表書に「請礼」の文字がある。その他のノロ関係文書の文章中にも「大神請礼方」、「請之節」、「礼之節」などの「請礼」という用語がしばしば出てくる。

結論から先に述べると、「請礼」は「請」と「礼」の二つの概念である。このことについて問題点をまとめると、次のようになる。

①「請」は、もともと要請、要望、申請という語源である。ノロや大神など神役が高齢や死亡などで新神を立てなければならない場合、シマから徳之島の三平所(ノロ上位の「大はむしゆら、大はむしられ」の役務や居住用の場所)へ報告し、その上でシマの関係者で新神を決定して承認を求める一連の行動や手続きを「請」という。この場合、三平所や関係者への進上物があり、その

受取書、新神立を願う文書がある。

②その結果、三平所から承認の文書が付与される。

③「礼」は、三平所から承認を得たあとの三平所への行動や手続きを指す。請に対応して、礼の場合も、三平所や関係者への「御礼物」と受取書がある。

④請や礼の「諸入目（費用）」については、進上物、御礼物を「請御礼方」と「御礼」の用語を使用し、「請・礼」の行動概念と混同しない記載もある（史料番号6）。

⑤請と礼に伴う三平所への進上物、御礼物は、それぞれ名目は違うが、数量はほぼ同じである。

⑥しかし、三平所への請、礼の御礼物・進上物の「入目」は、シマ居住ののるくめ、大神、せ戸、さんはいなど神人層の継承ごとに差がある。

⑦また、三平所への御礼だけでなく、請・礼の際に役目を果たした里主、時之配、さらに関係するシマの神、例えば「山村のるくめ」などへの礼物もある。

以上を検討する史料の一つに、「寅年のるくめの久目新神立二付諸入り目割合帳 手々村政勝」所収の「三平所居家写 三間切野の久目代り合之節請礼諸入目之次第左カ右之通り」がある（史料番号39）。

末尾に、一八一九年「文政二卯八月吉日 三間切野路久目代り合之節請礼規模帳」とあるように、徳之島の東間切、西目間切、面縄間切の請・礼の費用に関する規模帳である。これは、「三平所居家」に保管された原本写を、当時の祭祀行事・ノ口選出に関わる役務であるためか、里主の政勝が写した

ものである。これをもとにして以下の表(1)「文政二卯八月吉日 三間切野路久目代り合之節請礼規模帳」を作成した。

この表(1)には、請之節にまず①「野る久目病死之節首尾酒」(三平所へノ口死去の届酒)②「差婦相究候」(シマから継承予定者の挨拶の進上物か)③「請ニ差越咎と之案内三日前ニ申出候節」(三平所から新神承認を得るために三平所へ行く日程の取り次ぎは、三日前という申出規定があり、その申し出の際の進上物)④新神役承認の「請ニ差越候」際の進上物及び数量が述べられている。ここでは、進上物について述べているが、それに伴ってシマ神役から三平所神役に対する行動も把握できる。

この「請ニ差越候」の時に三平所から新ノ口承認の文書「申附」が付与されると考えられる。その後、シマ神役の礼之節に伴う御礼物や行動の規定が把握できる。⁶⁾

次に、割合(配分) 先の三平所・三平所表と大指(大差・大佐司・大さじ)の役所について若干検討する。

一般的に三平所は、本来ノ口上位の「大はむしゆら、大はむしられ」が執務する役所を示すものと考えられる。しかし、この史料には、「三平所居家」、請・礼の割合先の「三平所」、「三平所表」と「三平所表方」という用語が区分されている。これらを検討すると、次のように理解できると考えられる。

まず、三平所居家は、三平所の居家(住まい)である。それは、「大はむしゆら」の「住まい」という意味にとらえることができる。つまり三平所と大はむしゆらは同義語である。とすると、本来の

表(1)「文政二卯八月吉日 三間切野路久目代り合之節請礼規模帳写」

(『手々村 寅年のる久目新神立ニ付諸入目割合帳 政勝』所収)

番号	請之節諸入目	割合(配分)先	礼之節諸入目	割合(配分)先		
1	一 酒三合	三平所				
	一 同二合	大指家				
	右二行野る久目病死之節首尾酒					
2	一 酒一沸八合					
	一 御花米三升					
	一 重一組					
	右三行差婦相究候					
3	一 酒二合	大指				
	右一行大指方					
4	一 酒三合	三平所			一 酒三合	三平所
	一 同二合	大指方			一 同二合	大指
	右二行請ニ差越筈と之案内三日前ニ申出候節				右二行請(礼カ)ニ差越筈と之案内三日前ニ申出候節	
5	一 酒三合	三平所	一 酒三合	三平所		
	一 同二合	大指	一 同二合	大指		
	右二行請ニ差越候首尾		右二行礼ニ差越候首尾			
6	一 酒二合		一 酒一沸			
	一 御米三升					
	一 重二次		一 重一組			
	右三行内證故餘		右二行内證故ニ餘			
7	一 酒十沸 内一升引酒	三平所表	一 酒二十沸 内二沸引酒	三平所表方		
	一 肴重一組 代米として二斗	三平所表	一 肴重一組 代米二斗	三平所表方		
	一 餅重一組 代米二斗	三平所表	一 餅重一組 右同断	三平所表方		
	右三行三平所表江		右三行三平所表方江			
8	一 酒二合	大指方	一 酒二合	大指方		
	一 重二次	同人	一 重二次	大指方		
			右二行大指方へ			
	一 酒二合	置津神	一 酒二合	置津神方		
	一 重二次	同人	一 重二次	置津神方		
	右四行大指方并ニ置津神方請之 節右之通り		右二行置津神方			
9			一 現米五斗	三平所表方		
			一 三斗ふた一匹(カ)	三平所表方		
			右二行三平所表方			
10			一 現米一斗	大指方		
			一 同一斗	置津神方		
11	一 酒三合	大指方	一 酒三合	大指方		
	右一行(請方、欠カ)首尾相済候礼として大指方へ		右一行礼方首尾克相済礼として大指方江			
12	右ヶ条書之通り請之節諸入目之事		右ヶ条書之通り野る久目礼之節諸入目書記			

〔「深見家文書」史料番号 39〕

役所、場所を示す三平所というだけではなく、三平所を大はむしゆらの代用とする場合もあったのではないかと考えられる。

また、三平所表は三平所の執務向の場所・役所と考えられる。そのため人数が多いせいか、御礼物は「酒十沸 内一升引酒」、「肴重一組 代米として二斗」、「餅重一組 代米二斗」と多い。三平所表方の「方」は敬称語ではないか。

さらに、後述するが「大指」は三平所の総務、庶務の担当と考えられる。ただ、「置津神」は未詳である。

一七七六（安永五）年の「のるくめ代り合之節、三平江請・礼之次第之事」と書かれた深見家文書には、請・礼の具体的な事例が記述されている（史料番号6）。「のるくめ代り合之節、三平江首尾酒」「右二行三平江請ニ召仕来り候事」など酒、お重が記載されている。割合方は、「掟神」（のるくめの補佐役と称されている）、「大さじ」（大指）、「三平」（三平所）、「表方」（三平所表方）とある。

ここでは、表(1)からノロ継承について、三平所とシマとの間に請・請之節と礼・礼之節の行動概念や御礼物、割合先の三平所内神役名などがわかってきたことを確認しておきたい。

（2）費用負担について

請・礼の三平所への御礼の外、神役就任祝い、祝いのための他村からくる神人達への御礼、祭りに

対する費用が発生する。さらに、新神に対する屋敷地の無償提供（史料番号4）、屋根新築の際には所中で一家一日の加勢夫、屋根葺き替えの場合には一家で茅六尺の二マルキの抛出（史料番号47）や折目之節の祝として品物が課せられる（史料番号5）。毎年のノロ（他の神役にもあるか未詳）への扶持米の費用が負担となる。⁷⁾

堀田家文書によると、一七五五（宝暦五）年のノロ新神代り合いの場合は、米五石相当（酒、米、野菜、肴込み）の費用が必要であると計算されている。それに基づき半分は新ノロ家で、半分は所中で負担となった。所中の負担は、手々ノロ管轄の手々村七一〇人、金見村一二二人計八三一人に対し、一人米二合相当であった。この割付は、所中、里主と老人名で行われている（史料番号3）。この新ノロ継承費用に対応する史料はないが、一八〇七（文化四）年や一八三六（天保七）年の史料には、負担する品物として米、餅米、小魚、小魚肴、干物魚、「当ひうたん」（瓢箪）、「当ちふる」（カボチャ）、「糸瓜」（ナベラ）、やくがり、大豆、味噌の現物と、豚、鶏、茶、所てん、「当婦」（豆腐）、焼酎など現物がない場合の代わりの米（代米）がもつとも多い（史料番号28、55）。

また、ノロに対する毎年の扶持米負担は、奄美大島の戸田の貞岡家ノロ関係文書にも見出すことが出来る。一八二五（文政八）年、「奴呂御神目録究帳」には、「一、米五斗六升先、歩ニメ式歩、一歩ニ付式斗八升入、但右壺行御扶持米として、是より先者年々村中より差上筈候」と毎年扶持米五斗六升を村中の負担としている。

三 「堀田家文書」の大神継承時の文書

(1) 請・礼の御礼物、経費書付の文書について

深見家文書（史料番号6）によれば、三平所の承認を得る、つまり、請・礼の規定に含まれるシマの神役は、「のるくめ」、「大神」、「大せ戸」、「きんはい」である。

のるくめを基準にして、前述した「深見家文書」一七七六年（史料番号6）には、「一のるくめ代り合之節三平江請礼之次第之事」、「一 大神代り合之節者首尾方并ニ請御礼方迄のるくめ半分ニ而召仕来り候事」、「一 大せ戸代り合之節大神同断、三平江仕来り候事」、「一 きんはい代り合之節、大せ戸・大神兩人半分諸入目ニ而三平江先例之通り」がある。

これらのるくめ、大神、大せ戸、きんはいというシマの神役の請・礼の費用は、大神・大せ戸同格でノロの半分、きんはいはその半分である。そのことは、これ等の神役の承認は三平所の管轄で、また大神と大せ戸は、三平所への費用負担からみると、同格であることを示している。

これらの外、堀田家文書には「大神」新神についての請・礼の史料と関連する一枚文書がある。以下、この大神継承文書を通して三平所とシマとの関係を検討する。

一枚文書が比較的多く残っているのは、一八〇三（享和三）年癸亥と考えられる「覚」（史料番号13）から一八〇五（文化二）年乙丑の「書物」（史料番号21）の手々村嘉幸智に関する一連の文書である。

手々村の嘉幸智の「子女（娘）こせ」が大神となったためである。しかし、こせの事例に対応した行動や進上物・御礼物の史料は残っていないが、個別の進上物に対応して「受取」「請取」を三平所が渡していた文書は残っている。

ここでは、年代不明であるが、こせが新神に承認された後、嘉幸智が三平所へ塩二斗五升、大指へ一斗を請・礼の「礼方之内」として差上げ、それに対する三平所大さじの「受取」を示す文書を事例として提示する（史料番号16-3）。

受取

一 塩二斗五升 三平所

一 一斗 大指方

右者其村大神かなし礼方之内慥ニ御受取申候

三平所

大さじ

六月一日

嘉
□幸智様

塩は、請・礼の際差上げる規模帳規定の品物外である。しかし、新神こせが決定した後の「礼方之内」

として新神親の嘉幸智から差し上げた品物である。他に残された四枚の三平所の「受取」「請取」の一枚文書の品物は、年代が不明なため、請礼の際か、後の一般的な御礼物が不明であるが「塩」である。このような時々の受取文書のほか、請・礼の儀礼がすべて終わった段階で、三平所は大きな名で受け取った総費用の書付を新大神出自家へ提出している。堀田家文書「覚」の嘉幸智の事例でいうと、新大神となった娘こせの請・礼が「首尾よく」終わり、費用の「出入」（支出、収入）は済んだため、後日の為に書付を三平所から新神出自家の嘉幸智へ送達している（史料番号1614）。

覚

手々村大神

右者御請礼方首尾克無出入相添候ニ付為後日之書付如斯御座候 以上

閏八月二十日

三平所

おさし

実□_{倍力}

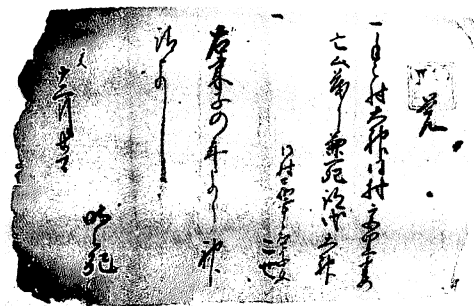
嘉幸智様

なお、（史料番号54）の末尾にも同様な文書があり、これは一八三七（天保八）年酉十一月廿八日、大指と考えられる栄勝から手々村の前基衆へ渡した「請取」である。

(2) 大神継承の「願上」と「申附」(承認)文書について

以下に述べる堀田家文書の大神選出手続きや三平所から御札物に対する受取や継承を承認する申附史料は、奄美諸島のノロ関係文書で初めての知見である。請・札の請に伴うシマと三平所が相互に対応した文書であり、これらの史料の検討により、徳之島ノロ組織機構やシマ「自治」組織を理解する端緒になると考えられる。以下、(写真1)、(写真2)を提示して説明する。

(写真1) 一八〇三(享和三)年癸亥十二月二十一日「覚」(史料番号13)



(角印) 覚

一 手々村大神同村宮里妻

亡くもり兼死跡代大神

同村嘉幸智子女
こせ

一 右来子の年より神

請申入候

時之配印

亥
十二月二十一日

まず、(写真1) 一八〇三(享和三)年癸亥十二月二十一日文書は、手々村の宮里妻「くもり兼」が死去し、その跡に嘉幸智の女(娘)「こせ」を来年文化元年の年より神として、承諾するように「時之配」が申し入れた「覚」である(史料番号13)。ただ、時之配がシマの誰に宛てたか不明である。次の史料は、時之配の申し入れ後の一八〇四(文化元壬子)年七月十八日付「口上」である。①シマの所中・里主二名・乙名一名により、②女こせを新大神とするように③三平所大さじへの「願上」である(史料番号16)。

ここで注目することは、時之配がこせを大神とするように申し入れてからシマで決定するのに七カ月かかっていることである。そのことは、親族内部や「所中吟味」というシマ内部で様々な議論があったことを示唆している。

口上

一 手々村之
女こせ

右者手々村大神くもりかね跡右女こせ江願申上度所中吟味仕申候も、右願申上候通り

被仰付可被下奉願上候以上

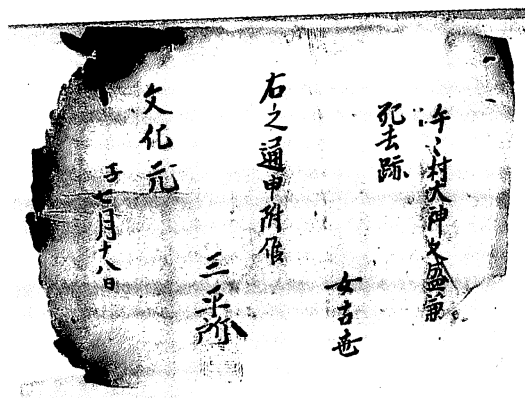
文化元子

七月十八日

手々村之所中

同里主 上潤

(写真2) 一八〇四(文化元壬子)年七月十八日「申附」(史料番号 14)



三平所
大さじ

右同
福和瀬
乙名
前

手々村大神久盛兼
死去跡
(角割印)
女古世
右之通申附候
三平所(角印)
文化元年
子七月十八日

こうして新大神の決定は、①時之配の「申入」②それを受けて、シマの所中、里主、乙名が③新大神に「古世」（こせ）を継承させることを三平所大さじに「願上」④「願上」を三平所が承認する「申附」という過程を経る。

（写真2）は、シマからの願いを承認するという「申附」である。①三平所が②「古世」（こせ）に対して③手々村大神とすることを④シマの願上と同一年月日に、承認している文書である。

ただ、承認については、「三平所大さじ」を経るのではなく、直接、「三平所」名の「申附」である。そのことは、三平所、大はむしゆらに承認権があるとともに、その権威を示すものであろう。

四 三平所、兼久村三平所とシマの神役

（1）三平所神役と役務

ノロ関係調査には、先行研究も含めてさまざまな神人の名が出てくる。⁸⁾

ここでは、堀田家文書、深見家文書に出てくる基本的な神役名と役割を表(2)「時代による三平所・シマの神人等構成」で検討する。なお、文中、出典を示していない事項は表(2)に依る。また、神名は史料の性格によつてもともと記述されていないものもある。

さて、徳之島のノロ祭祀集団は、三平所在の神役とシマ在の神役、また広域的な「神役」に区分で

きる。最初に三平所の設置と神役について述べ、次いでシマの神役について述べる。

①「三平所、兼久村三平所」設置について

「三平所」は徳之島の大はむしゆらとその役所である。

ノロは、琉球支配当時、首里で辞令書が与えられ、数珠、扇を保有していた。首里にある琉球のノロ祭祀機構の「三平等」の管轄下に置かれていた。奄美諸島も琉球の直接の管轄部門は不明だが、統括されていた。

そのため、薩摩藩支配以後の徳之島の三平所・三平表は琉球の三平等か、新たに徳之島独自で設置されたのかという議論がある。この点を奄美諸島、薩摩藩や琉球の統治方針で検討する。

『南島雑話』によれば、薩摩藩は、一六二四（寛永元）年、冠、簪、衣服、階品を本琉球に受くることを禁じ、同時に、「此時より能呂久米、年々印紙を本琉球官僚に請う」ことを禁止した。

一方、琉球側の政策として一六六七年、『球陽』尚質王二十年の条に、「今年改定して（中略）、諸郡酋長・掟・目差・祝女・三平作事掟・太平山、八重山脇首里大屋子・栄良比等は、官職を授くと雖も、御朱印を授けず、高官・重職に擢んつれば、則ち此の印を賜ふ」とあり、高官・重職以外の下級職と共に、祝女（ノロ）に対しても御朱印（辞令書）を禁止した。⁹⁾

今のところ、徳之島史料の三平所用語は、一七五五（宝暦五）年である（史料番号3）。これらの

一七九七(寛政九)	一八〇四(文化元)	一八一九(文政二)	一八三六(天保七)	一八五四(嘉永七)
おはんかなし	三平所 大さじ	三平所・三平所居家 三平所表 大佐司・大指 置津神	兼久村三平所・三平所 大差 書役	
のる 大神 掟神 屋そら神 里主 乙名	時之配 のる(一八〇六年) 大神 せ戸(一八〇六年) きんはい(一八〇六年) 里主 乙名	のる久目 頭立・掟頭立神 里主	時配 のるくめ 大神 里主	のるくめかなし 大神かなし 掟神 里主
史料番号 6	史料番号 13、16、6	史料番号 41、39	史料番号 54	史料番号 66

史料から、徳之島の三平所は、薩摩藩の禁止令の一六二四年以降、または、仮に藩に秘して琉球へ行ったとしても、琉球側が辞令書発給を禁止した一六六七年以降、一七五五年以前に設置されたと考えることができる。

したがって、琉球側がノロへ辞令書発給を禁止してから八十八年を経ているため、手々村の一七五五年史料(史料番号3)に三平所の名称があるからと言って、琉球三平等から辞令書を拝受したという議論は成立しない。また、琉球における近世の辞令書発給者は「しよりの御ミ事」「首里之御詔」と表現される琉球王である。ところが、徳之島の堀田家文書のノロの次位の大神に対する承認事例は、琉球がノロへ辞令書を禁止したため、発給者は琉球王ではなく、大はむしろである。つまり、設置年代は特定できないが、徳之島の三

表(2)「時代による三平所・シマの神人等構成」

年代	一七五五(宝暦五)	一七六四(宝暦十四)	一七七六(安永五)	一七八六(天明六)
三平所			三平、(三平)表 大はむ・三平大阿ん 大さじ・大指 掟神	
広域(カ)				
シマ	のるくめ 里主 老人	のるくめ 老人 年寄・所中年寄 村横目 掟	のるくめ・乃る久目 大神 大せ戸・せ戸・ねりやせ戸 きんはい やそ神女 里主・脇里主(計二人) 乙名(二名) 年寄(九人) 掟	のるくめ 大神 屋重神 里主 乙名
出典、表(3) の史料番号	史料番号 3	史料番号 4	史料番号 6	史料番号 6

平所は、十八世紀前半に、聞得大神、首里の三平等の大はむしられ、各間切・シマのノロという琉球組織機構を模倣したことを示すもので、徳之島独自で考えられたものであると判断できる。

また、一八一九(天保七)年には、「兼久村三平所」(現天城町兼久)と設置場所が特定されている。それ以前は「三平所」、「三平所表」という文言である。三平所が「兼久村三平所」と特定され、それ以前は場所が特定されていないのはなぜかという結論は、今のところ留保しておきたい。いずれにしても手々村は、この表(2)の三平所や兼久村三平所の管轄下である。¹⁰⁾

②「大さじ」(大指・大差・大佐司)について

「口上覚留」(史料番号6)は、シマのノロ選出の役目を担う掟頭立神、親類、里主がノロ新神

交代の理由と願いを「三平所の大佐司衆」に宛てている。

「三平 大はむしゆら」が手々村のるくめへ「新奉行衆下島」の際「御祝儀」を持参し代官所のあ
る亀津へ赴くようにということを伝えている。それは、「大さしヲ以被仰渡」とあるように、大はむ
しゆらの「仰渡」をシマのノロに伝える役目が大さじにはある（史料番号46）。一八〇四（文化元
年か、新神の大神に関する三平所への礼物の「請取」文書の作成も、大さじの役割である（史料番号
15）。

このように、大さじは三平所に居て、シマからの礼物、書類の引き受け、大はむしゆらの指示をシ
マのノロに伝えている。つまり総務・庶務方の業務である。しかも、「三平大指 寿吉」（史料番号
32）、「大差 実□^{倍力}」（史料番号15-2）とあるように男性である。

③掟神について

「ノロの補佐役^①」と解されている掟神の役務場所について、表(2)（史料番号6）によると、一七七
六（安永五）年当時以前は、「三平所」と考える。

これによると、「一 米二斗 大さじ方 一 同一斗 掟神方 右二行者布二而も相済事候 右
者のるくめ代り合之節三平江前々より右行立之通り仕来り候事」とある。大さじだけでなく、掟神方
も三平所に居て布の代用品でもよいが、米一斗を「前々より」の「仕来り」として進上されているか

らである。

しかし、一七九五年「寛政七年八月朔日 卯年手々村めたく里神定ニ付諸入め割合日記写 勝富」(史料番号9)によると、掟神はシマの神人の構成に入っている。この史料は、シマ内部の請・札の際に協力した御札対象者が記載されている「日記」である。この中に、「一々(酒)一合 但掟神方江」とある。一八五四年の堀田家「嘉永七年九月十三日居方帳 手々村佐傳 寅年浅間村金富母之めた阿ん御跡当村佐傳方こせ過 新神立ニ付諸入米割合本帳 岡前村之 永徳衆」も「一同(焼酎)一合 但掟神方同断」とあり、里主と同量の焼酎である(史料番号66)。

三平所での役務時期の米一斗の御札物と比較して、大幅な減で、かつシマの里主と同格である。二〇年余を経た一七九五年ごろには、掟神の地位が下がっている事を示している。

一八一九(文政二)年「口上覚留」は、三平所の大佐司衆へ新のるくめ継承の願いの文書である。その文中に「掟頭立神、里主差図吟味」とあり、願いの連署には、「頭立」三名、親類二名、里主二名が記載されている(史料番号41)。文意から考えれば、掟頭立神、頭立は主だった掟神と考える。その頭立、掟神の中に政元、栄政、嘉桑という名の男性もいる。¹²⁾

④書役について

一八三六年には、三平所に書役の存在が見られる。「一 肴五斤 代米五升 右一行三平所并二書

役衆大差方進上用」とある（史料番号54）。つまり、三平所の進上物対象者に三平所、大差方と共に書役が入っている。

この書役は、この頃から、新たに三平所にも設置された役職と考える。時を同じく徳之島では一八三五（天保六）年、これまで藩から下島していた書役は、「一 書役拾人・定助三人・見習三人、明合之節者島役被召立候様被仰付候事」と編成され、かつ島役人を登用した。¹³ 三平所への書役配置もこの反映と考えられる。ただ、それ以前の三平所での文書作成者養成の状況は不明である。

（2）シマの神役と役務

シマの神人に関わる人々には、ノロ（のるくめ）、大神、大せ戸（せ戸、ねりやせ戸）、きんはい、やそ神、居神、里主、掟 乙名、年寄、一門（親類）とともに、費用負担者である所中（シマの人々）がいる。ここでは史料で役割が把握できる範囲で述べる。

①大神、大せ戸について

両神役の役務は史料から把握しがたいが、両神役の継承で三平所への進上物は共にノロの半分で同格である（なお、下位のきんはいは、さらに両神役の半分）。しかし、大神は、のるくめ新神の祝いの「座敷」居場所（席の順位）から考えると、大せ戸より上位であることが考えられる。

一七七六年の（史料番号6）によると、「阿かれ」（東）から「入れ」（西）方向へ、三平所大はむしゆらを中心に「きんはい、衾りやせ戸、大神、大はむしゆら、のるくめ、大せ戸、志ときせ戸」と、最高位の大はむしゆらを挟んで東側大神、西側のるくめという座敷位置である。

徳之島以外の大神については、奄美大島の瀬戸内町俵の石塔で確かめることができる。その山川石の石塔正面には、「大神郷司 月真拍子」と大神という文字が彫れている。¹⁴

男女神役でいえば、一八〇三年史料には、宮里妻くもり兼、嘉幸智女（史料番号13）、一八三六年には「大神めとな」とあるように大神は女性である（史料番号54）。

せ戸には、一七七六年の（史料番号6）によると、大せ戸、せ戸、ねりやせ戸の名称があり、「砂之祝」の時は、大せと、衾りやせ戸が出てくる。

②里主について

前述したように、里主と一七九五（寛政七）年以降の掟神とは同格である。この里主の役割を列举する。

先に述べたように、一七五五（宝暦五）年にノロの代り合いの節、里主は老人、所中名で、手々村と金見村の所中（八百三十一人）から酒・米・野菜と肴込みで米三石の内の一石五斗を一人二合ずつに割付けている（史料番号3）。つまり、里主は割付けの担当者の一人である。

一七七六年（史料番号6）によると、請・礼の節の御礼物を記録しているのは里主政勝である。費用負担に関わっていたと考えることができる。また、藩から下島した役人の御祝儀のためノロが亀津へ行ったとき、やそ神女と里主各一名が「御迎御供二而召烈差越候事」とあるようにノロの御迎えに行く。

さらに同年、脇里主中沢は、「まつり神木屋」の新宅葺き替えの「預り」（監督・管理）から折目祭りの「座敷」まで勤めている。「大とね」については、里主福和瀬の担当である。⁽¹⁵⁾

「砂祝之節」という祝いがあり、それは、「ノロが参与する牛の供儀を伴う『砂』に関する祭事」である。⁽¹⁶⁾ その際「乗る久米・大神・せ戸（ねりやせ戸）三人、里主并掟、年寄」が参加する。

一七八六（天明六）年に、隣の山村の「のるくめ代り合」の際、「屋重神五人、里主一人」がノロの御供である。両村のノロ「代り合」の時は、「里主前以日取問合有来候」とある。里主が日取りを調整する。また、山村の里主は手々ノロが来ることを、手々村里主へ「三日前」に頼んでいる。また、手々ノロと大神が山村へ来る時、「乗馬之儀者白馬」によることをもお願いしている。手々神人である、のるくめ、大神、せ戸、きんはいの代理として祝にも参加している。「遠方差越候儀難叶、乙名・里主花徳村江差越候」と「遠方」を理由にした代理である（史料番号6）。

一八三六（天保七）年の（史料番号54）には、「大神めとな御届方として、里主政勝持参二而差上候」と里主が、大神代理として三平所へ行っている。

このように、シマのノロに関係する里主は、祭りに関わる屋敷の監督・管理、のるくめ・大神やせ戸の祭事の際の雑務、御供役、関係する村の里主同士の日程調整などの打ち合わせ、三平所への業務などシマのノロ祭祀の庶務、総務の役割を果たしている。¹⁷⁾

また、一七七六（安永五）年の脇里主中沢、里主福和瀬（史料番号6）や一八〇四（文化元）年の里主上潤（史料番号14）、一八三六（天保七）年の里主政勝（史料番号54）の事例をみると、いずれも男性である。

つまり、三平所では男性の大きじが、シマでは男性の脇里主を含む里主が、ノロ関係の庶務、いわば総務の役割を果たしていると考えることができる。

（3）広域的存在としての「時之配」

時之配についての史料はほとんどない。わずかに「平家系図」に「古千代事義間、時之配方江移」とあり、与人役を終えた義間が時之配になっており、「政家系図」には、「井之川、伊仙両所の与人役」を勤め、「隠居歳」は「五十一歳」、一六九五（元禄八）年三月に死去とあるだけである。¹⁸⁾

（写真1）にあるように、「時之配」は、一八〇三（享和三）年、大神継承の人物選定に影響を及ぼしている（史料番号13）。そのための御札として翌酉年一月二八日、「一 焼酎三合 右一行大神年合方とて、時配衆方江召仕候」と焼酎三合を贈られている。

また、一八三六（天保七）年、時之配が大神一人と二名の「居神」の継承で年合わせの良い人物を申し入れている同様な文書もある（史料番号58）。

喜界島での時之配は、一七七八（安永七）年八月一〇日、喜界島代官「島中江仰渡」で、「一時之配并とき差止候」と職務を禁止された。それは第一次黒糖惣買入専売制度実施の翌年である。しかし、徳之島では、神人継承のシステムに位置付けられ、時之配として公印も押している。

また、管轄は、義間のように「噺・あつかい（一間切を二分した一つ）」の島役人の最高位の人物の役職を経た人物でもある。そのため、人数も多くな⁽¹⁹⁾く、役務地域は広域的であったと考えられる。

五 「申附」文書様式とシマ役名にみる琉球・薩摩藩の影響とシマ

（写真2）の三平所から大神として承認された一八〇四（文化元壬子）年七月一八日の「申附」文書の大きさは、横23.5×縦16cm、角印四方は2.6cmであり、紙質は不明である。角印の押され方で特徴的なことは、申附の中上に割印が押されているが、それは、二枚を重ねて印を押したことを示している。そのことは、「申附」文書が二枚あり、一枚は三平所に、もう一枚はシマの新大神方にあることが考えられる。

文言は、新大神に対して、簡潔に「右之通申附候 三平所」と記述している。一方、島役人に対し

て年代は分らないが、辰十二月二十五日、代官新納源左衛門が、竹木横目の実賢に対し津口横目跡寄を申付けている。その文言は「右之通申付候／代官勤新納源左衛門」となっており、新神に対する文書とはほぼ同じである。

この申附と申渡を検討すると、薩摩藩支配時期の大神への申附は、内容としては、基本的に琉球支配時代からのノロ祭祀制度を引き継ぎながらも、文言は、薩摩藩支配下の文書形式の影響があることを示していることが考えられる。²⁹⁾

さらに、表(2)「時代による三平所・シマの神人等構成」をもとに、神役集団を琉球、薩摩藩両地域からの影響の関係で検討する。

表(2)三平所の大はむしゆら(三平大阿ん、おはんかなし)、大さじ(大佐司・大指) 一九世紀初期までの掟神、シマののるくめ、大神、せ戸(大せ戸、衾りやせ戸)、掟神、掟や里主は、琉球支配時代からの神役等である。薩摩支配下になって、神役等の役割や地位の変動、費用や行動範囲の制限などはあるが、基本的には、藩に容認された制度であったため、進上物や祭祀内容、神役選出方が残ることは当然といえる。

そのため、島内のどの層によるものか不明であるが、三平所を設置し、シマにはノロ祭祀集団の存在というシステムを確立するという強い宗教観念があったと考えられる。

ところが、堀田家文書、深見家文書に「乙名」、「年寄」、「老人」の用語がある。これらの名は、近

世薩摩藩の影響であろう。何れも中世以来の用語であるが、奄美諸島には薩摩藩支配からと考えられる。

「乙名」（オトナ、薩摩藩ではオツナ）については、村の指導者と言われるが、薩摩藩では門割制度に基づく数家部（数戸）をまとめた門の長、名頭（みようと）がなまったもので南薩摩、大隅地域で使われているという。乙名は、門高に応じて各家部に土地を割り当て、上納を確保する役割を果たす百姓身分である。その際、自己に有利な土地配当を実施する場合もあると言う。²¹⁾

しかし、奄美諸島では一七二六（享保十一）年享保内検の結果、藩内農村における門割制度は「現実的でない」という「藩政担当者」の認識があり、いわば「擬制的な門割制度」であったと言われる。²²⁾土地の割り替えのみ実施されたと言われる中、シマ社会の乙名の役割の検討が必要とされる。

「老人」については、ここでは、一般的に、また鹿児島で言われている「老人は年寄の転訛」であり、村の長老、指導者であると理解しておく。

「乙名」「老人」は徳之島外にも居る。それらは、奄美諸島への藩政策の反映があることを示している。奄美大島では、『南島雑話』によれば乙名がいる。婚姻で嫁の方へ迎人として親類夫婦と共に乙名夫婦がおり、その役割は、「諸事の差引人」であった。また、座位も「乙名共の女座し、其次夫、其次舅坐す」とあるように、舅より上位である。²³⁾

与論島の『龍家文書』にも、「村乙名一原奥大衆／右同一清渡美大（衆欠カ）／老者一原圓」と乙

名がいる。乙名は、敬意を示す「衆」より上の敬称「大衆」の用語で呼ばれていることが理解できる。また「老者」は、「老人」のことを示していると考えられる。²⁴⁾

さらに、表(2)、徳之島の事例でみると、一七七六(安永五)年までの史料には、老人、村横目、年寄が居たが、一七八六(天明六)年以降は現れてこない。一方、乙名は、一七七六(安永五)年以降に出てくる。つまり、理由や役割について明確な異同は不明であるが、次第に老人、年寄という用語が乙名に変遷してきている。また、同時史料に乙名と年寄が出てくる。その場合、乙名が年寄より上位であると考えられる。それは、次に述べる一七七六(安永五)年のシマの所中の負担について文書で明確にするとき、乙名二名、年寄九名が名を連ねている事例で理解できると考える。つまり、乙名人数が少ない。そのことは、シマ内部の広範的役割があり、薩摩藩の門割制度の名頭の別称であることからそのような言えると考えられる。一方、年寄が多くいるということは、地域的ではなく、百姓家の有力者ということが考えられる。

表(2)のノロ祭祀関係におけるシマでの老人、年寄、乙名の役割をみれば、まず、一七五五(宝暦五)年、新神立ノロ祭祀の費用負担を割り付けている。そこには、所中、里主とともに老人が「割付申渡」をしている。また、ノロの役務に対する屋敷地や土地を与えることが琉球支配時期からある。薩摩藩支配下でも乙名がまだ現れていない一七六四(宝暦一四)年に、新神のるくめへ屋敷を渡し、その後証のためとして、手々村老人一人、村横目一人、年寄二人、掟一人が連署している。一七七六(安永

五) 年、神方代り合いの節、シマの百姓が負担する費用負担の規定を文書にして確認した者は、所中、里主二名、乙名二名、年寄九名、掟一人である。

一八〇四(文化元)年、手々村の女こせを大神とするよう三平所大さじへ願った文書には、手々村所中、里主二名、乙名一人が連署している。ただ、一八一九(文政二)年のるくめ承認の願いの場合は、掟神三名、親類二名、里主二名の名はあるが、乙名は関与していない。

これらの事例からすると、年寄、老人、乙名は、シマ中のノロ就任に関する費用負担、のろへの屋敷付与や屋根の葺き替えなど、財政、土地に関する規定については関与しているが、神継承に関しては、乙名を除き年寄、老人は関与していない。乙名の場合でも常時関与しているわけではなかった。

また、琉球と比較すると、琉球のノロ継承方法は、一門、村頭、掟連署で、さばくり、検者・下知役を通じて継承を願っているように、近世琉球の統治体制の下からのルートでなされている。²⁶⁾

奄美諸島の場合、近世の藩統治役人体制では、「詰役人」(藩派遣代官所役人)の代官、附役、横目が居て、間切・方に「島役人」(奄美諸島出自の在地役人)として与人、目差、惣横目(間切横目)など諸横目、シマに掟、筆子、功才、黍見廻、居番がいた。²⁶⁾しかし、徳之島の事例の神継承は、この薩摩藩統治ルートを得ないで三平所とシマとの直接的なやり取りであった。

藩との関係では、藩からの「御奉行下島」の時、大はむしゆらと共に「御下島御祝儀のるくめ亀津(代官所所在地)江差越候」とノロがあいさつに行くこと、また、「手札御改之節、手々・金見よりの

るくめ・大神方前々より仕来り之通奉拝」と手札改の場合もノロ、大神が対応する「仕来たり」、「拝し奉る」ことがあった（史料番号6、49）。

また、一六九二（元禄五）年から翌年の間の「作職為祈禱、亀津神木屋之於庭ニ踊」、一七四〇（元文五）年から翌年の間の「疱瘡流行、為祈禱、御座（代官所）ヨリ御免」とあり、亀津神木屋前で「踊」ことや、代官所の許可で流行病対策として祈禱の「踊」をする役割があった。²⁷

このように、農作、疫病対策など薩摩藩の施策等に関わる点で、ノロ祭祀集団は、一定の規定があった。

また、手々村ノロ祭祀集団の組織機構をみると、旧来の琉球支配下の役務は異なるが同一役名が存続し、その上に薩摩藩から新たな役割をもった乙名などが導入されてきていることは先に述べた。そのことは、単にノロ祭祀集団への関与だけではなく、所中、シマにおける百姓内部の編成がなされることも意味していると考ええる。

つまり、百姓身分の中に次第に年寄、老人、のちに乙名という層が藩から持ち込まれ、ノロ祭祀関係の主に財政に関与してくることは、彼らもシマの有力者としてシマ内部の「新たな運営」に関与していることを意味している。いわば、シマ社会における二つの空間の成立ともいえる。

これらのことから、奄美諸島のシマ社会を考える場合、与人など島役人を含めた藩の統治体制からの視点と共に、シマ内部の百姓身分の階層化と日常生活におけるシマ社会の「自治」、あるいは「運

営」という二つの場と相互関連という視点も必要であろう。なお、日常生活の事例とは、近世財産相続、婚姻儀礼、山林利用や藩方針のシマでの具体化などが考えられる。⁽²⁸⁾

このように、手々村の神人継承問題と史料は、シマ内部の運営の状況、あるいは「自治」、さらに土地制度という研究対象をも示すものである。

終わりに

①堀田家文書、深見家文書は、ノロ祭祀集団の大神出自家とノロ出自家の文書群である。火災にあり同一史料の半分が焼失したと言われる中、残簡が大事に個人的に保存されていた。その後の個人、関係機関の努力を多としつつも、文化財行政の一層の課題をも示した事例である。

②新神役継承には、継承のための御願という「請」と、その後の御礼の「礼」という行動概念があった。それらの行動に伴い、新神継承家やシマから役所や関係者にたいして焼酎など物品を進上、お礼を行っていた。その相互のやり取りは、三平所とシマとの文書を介した直接的な関係であった。また、先行研究で知られているが、シマの百姓や親戚、新神継承家は、新神継承の費用、ノロへの毎年の扶持米負担があった。

③ノロ祭祀集団の神役等は、三平所、シマや広域地域に分かれて居る。その三平所は、一七世紀前

後には徳之島独自で設置されたものであると考えられる。また、一七七六年ごろ以降、掟神は三平所神役からシマの神役となった。

④シマから三平所への神継承願いは、大さじを介した直接のやり取りであり、薩摩藩支配体制の役人ルートではなかった。シマの神役のうち、のるくめ、大神、大せ戸、きんはいは、三平所の承認が必要であった。その場合、大さじ経由ではなく、三平所名による直接の「申附」であろう。それは、三平所または大あむしゆらの承認者としての權威を示すものであると考えることができる。また申附は、三平所とシマに各一枚保有されていると考えられる。

⑤ノロ祭祀集団は、農耕や疫病対策として祈祷の「踊」が代官所から命じられていた。また、宗門手札改で藩から詰めた藩役人へ「奉拝」などを行い、藩政策の円滑化に資する役割もあった。

⑥シマ内部の視点から見ると、ノロ祭祀のシマ人々の費用負担や家屋、土地譲渡の決定は、従来からの掟、里主とともに、藩が導入したと考えられる村横目、老人、年寄、藩の門割制度の門統制度の統括者である名頭の別称である乙名（オツナ）が関与してきた。老人、年寄、その後の乙名は、シマ社会の百姓の中の有力者、百姓の階層化の現れとしてシマ社会の日常的な運営に変動をきたすものであったと考えられる。さらに所中の意見も前提にされている。

⑦このように、今後、シマ社会空間を把握するためには、単に伝統を背景としたシマ社会というだけではなく、近世における島役人層を含め、薩摩藩支配と必ずしも無縁ではない場とシマ内部におけ

る百姓の階層化の動向と結びつきという視点も含んだ検討もさらに必要ではないかということが考えられる。

付言すると、神人継承について、幕末と考えられるが、シマの有力者が「ノロ株を買」い、妻をノロとすることとも生じている。ノロ継承が、屋敷地や扶持米、代官所とのつながりなど経済、政治や一族にとってメリットがあるためであろうか。それは、ノロ継承者がいなくなった場合や制度が壊れてしまったことが契機であろうか。さらに、三平所の大はむしろは、誰が承認するのかという点も検討する必要がある。喜界島では、薩摩藩の決定で、家制度に基づく特定家がかつ嫁も含めた継承が明確になっている。徳之島では、一八三六（天保七）年、三平所が兼久村にあるということは、継承の点で何を意味するのかという課題もある。²⁹

【註】

- （1）「奄美大島南部・消えたノロ祭祀具」（『民具マンスリー』第三二巻九号 神奈川大学日本常民文化研究所 一九九九）

- （2）同書「第三部 女性神役の継承 第一章 大和村名音の神役継承関連文書」一五一頁。第一書房 二〇一二。津波氏はすでに前年、「大和村名音の神役継承関連文書―その紹介と瀬戸内町との若干の比較」（『瀬戸内町立図書館・郷土館紀要』第六号 二〇一一）で明らかにしている。

(3) 「深見家文書」については、先田光演「大島郡徳之島町手々深見家文書（ノロ文書）」（『民俗研究』第二号 鹿兒島民俗学会 一九六五）で表書き翻刻を含め一七点ほど、宮城栄昌「奄美諸島のノロについて」（『日本民俗学会報』第四〇号 日本民俗学会 一九六五）は一二点の目録を紹介し、うち「辞令書」、「口上書」などの五点が翻刻、小林正秀「徳州新聞」昭和五十六年十二月十四、二十八日号、「手々ノロ関係文書（解説）」（徳之島郷土資料館小林文庫）がある。さらに、「深見家文書および堀田家文書について」（『文化人類学調査実習報告書第七輯』国際基督教大学社会科学科人類学教室 一九八九）が深見家文書七点、堀田家文書四点を翻刻公開したが堀田家文書は初出である。

これらの文書の一部を使用した論考に、高須由美子「奄美諸島のノロ（女性祭祀）関係文書 一六世紀から一九世紀において」（『史資料ハブ／アジアにおける在地固有文書解題、HP』）がある。

(4) 「堀田家文書」の原本は火災のため完全に残っている点数は把握できない。しかし、表(3)「堀田家文書・深見家文書目録」により、一冊のまとまった史料が二五点余、その一部が別史料が不明であるが年月日が確定している文書が、後年の写も含め一〇点ほどある。

(5) 米田博久氏、筆者の追跡調査によると、所有者の山田ツエ氏は堀田家本家二女である。また、深見竜男氏が一九八六（昭和六一）年に手々に来られ、「堀田家文書を見せて欲しいということであったので、堀田本家から山田家に持ってきて見せた」。深見氏が所有していた複写史料はこの時のものであった。その数ヵ月後、山田家が「全焼」し、堀田家文書も各々半分が残簡として保存された。山田氏は、「ノロの

簪、絹服や芭蕉衣、帯等も焼け残っており、それだけでも奇跡的なことだった」と述べる。焼け残った文書・衣類を捨てようとしていたところ、縁戚の方から「貴重なものかもしれないと言うので残す事にした」と言う。

一九八九年『文化人類学調査実習報告書第七輯』で一般的に明らかになって以降であろうか、地元でも話題になっていったという。米田氏と筆者は、堀田家文書の原本調査の必要性を感じていた。それから一年余たった二〇一二年一月に、米田氏は火災による残簡史料を確認した。当時の「社会教育課竹原祐樹氏とともに山田宅へ行った」と言う。消失過程にあった堀田家文書は、保存者の山田ツエ氏、深見竜男氏、調査のきっかけとなった国際基督教大学社会科学科人類学教室、地元の情報を提供された堀田富嗣氏、徳之島町郷土資料館、同教育委員会のご努力がなければ保存はなかったと考えられる。

(6) (史料番号54)「天保七 同十月吉日 申歳三平所江大神請礼覚帳」は、新大神の請礼のことが具体的に述べられている。これに依ると、表(1)と同様な規定に基づいていることが理解できる。順次①「母病死之節御届酒」、②「大神めとな御届方として里主政勝持参」(まだ、この時点では新大神は決定していないので、予定者の御願のための進上物か)、③明後十二日御請差越候首尾方として前福江持せ差上げ候」の進上物(請の三日前に三平所行く日程の問い合わせのための際の三平所神役への進上物)④三平所神役への進上物届について述べている。そして、⑤「右請差越出立祝并罷帰り迎二召仕候」とある。本文表(1)にある「差婦相究候」とは、②「大神めとな御届方として里主政勝持参」に比定できであろう。

(7) 「徳之島面縄院家藏前録帳」(『道之島代官記集成』福岡大学研究所 一九六九)二九九、三〇一頁によると、年中、百石余の扶持米については、島役人によって御藏から島民に配布される前に、同族であろうノロに対して出されることが起こった。その分、所中の砂糖代米に影響があることになる。それが一八五五(安政二)年に「神立女共引取被仰渡、島中神木屋迄都而取除被仰渡、取除候御届相成候」とノロの「引取」(退去)と神小屋の廃止となった。これは、藩から道之島掛御用人へ、ついで徳之島代官等に「取止」の申渡があり、そのため代官判断であらう。

(8) 例えば、伊藤幹治『沖繩の宗教人類学』一二〇頁(弘文堂 昭和五五年)、Josef Kreiner「ノロ祭祀集団における神役の継承」(『民族学研究』vol 27 No. 1 誠文堂新光社 一九六二)

(9) 東洋文庫本『南島雑話2』一二四頁 平凡社 二〇〇七。球陽研究会編『球陽』読み下し編二〇一頁(四〇七項) 角川書店 昭和五三年再版。なお、『南島雑話2』一二四頁には、一六四二(寛永十九)年までの辞令書があると言う。一三〇頁には享保以前、一七二六年以前は能呂久米は琉球で辞令書をもらう、一三二頁には、一七七八(安永七)年には、代官新納用之進が辞令書をもらう事を禁止したなどある。しかし、琉球が一六六七年にノロへの辞令書を与えないと定めている。そのため、少なくとも享保、安永の記述は、検討する必要があると考える。

(10) 近世になって、大はむしゆらは、喜界島、大島はこれまでの血縁から家制度での継承となった。つまり、血縁関係のない妻も大はむしゆらとなった(拙稿「奄美島嶼の大はむについて―継承・人数・管轄地域に

ついで―』『奄美郷土研究会報』第四〇号（二〇〇八）。さらに、前掲註（2）津波高志『沖繩側から見た奄美の文化変容』二一七頁によれば、夫側のヒキに組み込まれた妻の視点も導入すると、神人全体の継承については、①父系血筋型、②家血並存型、③父系家筋型があると述べる。

したがって、大はむしゆらが、近世初期までは嫁先でも大はむしゆらという血族継承であった。その時期は、徳之島でも三平所の場所が移動することも考えられるからである。そのため、徳之島三平所は、兼久村三平所（現天城町兼久）のことか、または、亀津囃の尾母村覇意行の娘と考えられる「三平大繁務の免行図（メキョト）」の存在が伺われ、兼久村だけではなかったかもしれないということも視野に入れる必要がある。

大はむしゆらは、喜界島で二か所、大島で二か所のグループで統括されている。そのため、徳之島では、同時期に三平所が一箇所か複数かという点は検討課題としては残る。なお、手々村には、堀田家や深見家以外の神人の史料もあつたようである（山岡英世氏）。大神以外の表紙のみであるが、徳之島伊仙の系家文書に、一八一六年「□□文化十三年子□八月吉日 主取 米富 亡もちや跡神新神米沢女子めと江願立入」「□□馬根村 男女人数」（所崎平氏寄贈 奄美市立奄美博物館蔵）がある。このような史料収集が可能であつたら、さらに、さまざまな内容が明らかになるであろう。

（11）戦前の調査である宮城真治『山原 その村と家と人』三三頁（名護市役所 昭和六二年）

（12）掟神は女性でノロの補佐役と言われていた。しかし、男性の掟神の存在もある。

(13) 「徳之島面縄院家藏前録帳」(松下志朗編『奄美史料集成』南方新社 二〇〇六)

(14) 『瀬戸内町遺跡詳細分布調査報告書』一二九頁(瀬戸内町教育委員会 二〇〇五)。および町健次郎氏提供写真資料。奄美市仲勝に「トネヤ之碑」がある。原文通り引用すると「萬曆二十五年(琉球年号文祿五年、西暦一五九六年)グジヌシ、右ワキウツカン、親ノロ、左ワキウツカン、井ガミ」とある。ウツカンは二人、井ガミ(イガミ、居神)は四人で他の神は一人である。このウツカンが大神ではないかという議論もある。東洋文庫本『南島雑話』2巻二三三頁に、「能呂久米一人、御久監三人」とある。この「御久監」はウツカンと読み取れる。しかし、現在把握できている史料では、「大神、御久監、せ戸、宮司の関係」は、筆者にはまだ読み取れない。

(15) 里主について触れた後、「外ニ、ねりやとね新宅ふき替之節者前々より自分ニ而普請いたし来り候事」とあり、ねりやの役割が述べられている。この記述中に「神木屋新宅」、「大とね」、「とね新宅」があり、それらに関わりを持つ脇里主、里主、ねりやが存在していることのみ述べておきたい。

(16) 『文化人類学調査実習報告書第七輯』二七〇頁(国際基督教大学社会科学科人類学教室 一九八九)

(17) 奄美大島の大熊ノロ文書に「もがしより(昔より)大熊村・浦上村江のろくめ一人ニ而候処ニ、此節相わかり(分かり)度之願、宮司、里主より申出之趣ニ付差免候段(筆者略)寛政元年酉八月廿八日 大熊村のろく目 右同春圓 右同覇為三」とある。ノロを大熊村と浦上村両村に置くことを、宮司と里主がお願いしている。ノロ編成についても宮司と共に里主が役割を果たしている。

- (18) 平家系図原本複写史料は、伊仙町歴史民俗資料館蔵。政家系図、翻刻版は徳之島郷土資料館小林文庫蔵
- (19) なお、坂井友直「首里之主由緒書」によれば、「時之配」は①役人老後の隠居役、②全島年中行事の「始給米」を定める、③浜下等の祝祭日を定める。④かつ布告する職務であるという。(坂井友直編著『奄美郷土史選集』第2巻七四頁 国書刊行会 平成四年)がある。
- (20) 「叶生家文書」複写史料 奄美市立奄美博物館蔵。山下文武編『南西諸島史料集』第五巻 二八五頁 南方新社 二〇一二
- (21) 橋口満『鹿児島県方言辞典』桜楓社 昭和六十二年。桑波田興「名頭」を「ミョウトウ」と訓むの説」(『西南地域史研究』第二輯 文献出版 一九七八)。「鹿児島大百科事典」南日本新聞社 昭和五十六年。
- (22) 松下志朗『近世奄美の支配と社会』八七、九一頁、第一書房 昭和五十八年
- (23) 国分直一・恵良宏校注『南島雑話1』一五七頁 平凡社 一九八四
- (24) 「瀧家文書」奄美市立奄美博物館蔵。翻刻版、与論町教育委員会『与論島の古文書』二七頁 平成二十三年。先田光演編著『与論島の古文書を読む』二二五頁 南方新社 二〇二二
- (25) 豊見山和行「近世琉球の王朝制度に関する一考察―「おかず書」・「結状」の分析を中心に―」(法政大学沖縄文化研究所紀要『沖縄文化研究15』一九八九)。福田恒禎編『勝連村誌』一九五頁 一九六六年。鳥越憲三郎『琉球宗教史の研究』角川書店 昭和四〇年。『神道大系 神社編五十二 沖縄』神道大系編纂会 昭和五十七年。西原町誌編纂委員会『西原町史 第二巻資料編一 文献資料』昭和五十九年。なお、ノロ継

承で跡目争いが生じた場合、琉球では統治体制のルーツに沿っている（『羽地落穂集―旧羽地間切地方文書集成―』沖縄研究資料8 法政大学沖縄文化研究所 昭和六十二）。奄美諸島では、喜界島の大はむしろ跡目争いの事例がある。この場合は、喜界島代官の判断がつかず、藩家老判断まで行っている（註⑩拙稿）。跡目争いが解決がつかない場合は、喜界島も統治体制ルーツを通じている。

- （26）筆者担当「第三編 第四節 幕末の島役人の体制」二二五頁（大和村誌編纂委員会『大和村誌』大和村平成二二年）

- （27）「徳之島面縄院家蔵前録帳」（前掲註⑦）

- （28）「維新前における沖永良部島の刑法治罪並に民事訴訟法」一〇四頁（和泊町『沖永良部島郷土史資料』昭和四三年改訂増補三版）

- （29）「ノロ株」の件は、酒井正子氏から御教示された水島栄豊『むかしはなし―孫たちへ―』私家版 一九八八。喜界島の継承については、註（10）拙稿。

なお、この稿を作成する際、筆者が所属する古文書サークルの本田富雄、平瀬達郎、森紘道、泉和子各氏にお世話になった。記して感謝申し上げます。

表(3) 堀田家文書・深見家文書目録(徳之島町手々ノ口関係文書)

8	7	6	5	4	3	2	1	史料 番号
1786	1779	1776	不明	1764	1755	不明	1600	西暦
天明6年丙午10月18日	安永8年己亥10月吉日	安永5年丙申12月吉日		宝暦14年甲申11月3日	宝暦5年乙亥6月25日		慶長5(万暦28)年庚子1月24日	和暦
					宝暦五年亥六月廿五日 手々村のるくめ替合ニ付而所中江諸仕目割付日記 手々金見 所中			1) 堀田家文書(深見竜男氏複写史料)
					宝暦五年亥六月廿五日 手々村のるくめ替合ニ付而所中江諸仕目割付日記 手々金見 所中	(史料中に1723・享保8年の年号、焼酎みき等の記載)		2) 堀田家原本(火災による残簡撮影史料)
天明六年十月十八日 未年乃るく目神かなし祝諸入目日記 亡親榮政大衆十三年集事 傾章	安永八年十月吉日 手々村 亥年乃るく目神かなし祝日記 傾章	化3年丙寅9月20日「覚」等がある 丁未10月16日カ、1797・寛政9年丁巳9月29日「寛政」已九月廿九日、1806・文化3年丙寅9月20日「覚」等がある	安永五年十二月吉日 先年より神方諸入米有来り左之通申上候 申ノ年手々村神方居方究帳 のからめ樽代 (1786・天明6年ノ10月12日 但山村乗くめ代合日取、外に1787・天明7年丁未10月16日カ、1797・寛政9年丁巳9月29日「寛政」已九月廿九日、1806・文化3年丙寅9月20日「覚」等がある)	永代書物			(万暦二十八年正月二十四日、手々ノ口辞令書)	3) 深見家文書(奄美博物館複写史料)

21	16-4	16-3	16-2	16-1	16	15	14	13	12	10-1	10	9
1805	不明	不明	不明	1805	1804	1804 カ	1804	1803	1803	1819	1798	1795
月17日 文化2年乙丑3	閏8月20日	6月1日	5月7日	月29日 文化2年乙丑4	月18日 文化1年甲子7	4月12日 文化1年甲子カ	月18日 文化1年甲子7	月21日 享和3年癸亥12	享和3年癸亥	月25日 文政2年己卯2	月26日 寛政10年戊午9	月1日 寛政7年乙卯8
										永代書物写	永代書物	寛政七年八月朔日 卯年手々村めたく里神定二付諸入れめ割 合日記写
ら嘉幸智衆へ)	覚 手々村大神(閏八月二十日 三平所 おとし実岱(カ)より 嘉幸智衆)	桑幸智衆へ)	請取 塩一斗(三平所大差 実■(岱カ) 五月七日嘉幸智衆へ)	受取 (塩二斗五升)	口上(新大神の願で、手々村所中、里 主、乙名から大さじへ)	請取 (塩二斗五升、三平所大指から 手々村嘉幸智衆へ)	(三平所から女・古世を大神とする申附)	覚(時之配より嘉幸智子女・こせを新大 神とする事の申入)	萬取弘日記	長が相頼んだ書写とある) 26日「永代書物」の写、嶺森より主官 長へ。末尾に、但文政2年2月25日、官 長が相頼んだ書写とある)	永代書物(嶺森より主 官長へ)	寛政七年八月朔日 卯年手々村めたく里神定二付諸入れめ割 合日記写
											勝富	勝富

33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	21-2	21-1
不明	不明	不明	不明	1810	1807	1807 力	1806	不明	不明	1843	1819
卯7月12日	己9月20日	9月20日	9月15日	文化7年庚午閏 8月8日	文化4年丁卯8 月21日	文化4年丁卯7 月27日カ	文化3年丙寅4 月	文化年カ	文化年カ	天保14年癸卯10 月7日	文政2年己卯2 月25日
					文化四 八月廿一日 手々村嘉幸智 卯年大神祝ニ付諸入米覚日記 萬常						書物（史料番号21、文化2年3月17日「書物」を文政2年午（卯カ）2月25日官長が相頼んだ元文■） 永代書物（売却證文、佐傳衆へ本人清納、口入佐衛温泉、花押 手々村 嘉幸智
					文化四 八月廿一 「卯年大神」	「 」日 「二付諸作留覺帳 」御死去死七月廿七日	文化三年四月十「 寅ノ春方々江借置 」 手々村之 佐傳	「 」付諸入米覚日記 「手々村 嘉幸智 萬常	「 」覺日記 「手々村 嘉幸智 萬常		
覚	史料中「手々村野る久め札方ニ付無出入相済候以上」（三平大指 寿吉）↓ 手々村之政勝衆	預り（塩7斗5升、政勝衆↓寿吉衆）	謂取（米2斗5升、寿吉↓政勝）	申年乃る久目神がなし御祝仕日記 政勝	文化七閏八月八日						

46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34
不明	1819 カ	不明	不明	1819	1819	不明	1818 カ	1814	不明	不明	不明	不明
戌9月16日	文政2年己卯8 月26日頃カ	文政カ		文政2年己卯3 月	文政2年己卯7 月14日	不明	文政1年戊寅カ	文化11年甲戌8 月	辰10月22日	寅6月24日	卯10月19日	卯7月15日頃カ
	吊座」とある (「文政二年卯八月廿六日 但両親三年き	「 帳 手々村 主 官長	「史料中に「文政二年卯三月」とある)	文政二年卯三 子年前順衆新」 「				文化十一年八月」 戌歳両親様より阿と「 薬丸長左衛門様御代」 「				
口上覚(新奉行への御祝儀に行けず、三 平おおあむへの許しを乞う)					口上覚留(手々のくめ「小掟さる」から 「もつこせ」へ譲る件、「三平所大佐司 衆」への願い)	政勝 (史料に「三平所居方」「卯七月六日」 とある)	寅年のる久目新神立ニ付諸入目割合帳 政勝 (①「三平所居家写」「大さし寿吉」記載 ②史料中に「文政二卯八月吉日 三間切 野路久目代り合之節調礼規模帳」もあ る)	手々村 政勝 受取(塩2斗4升、寿吉→政勝)	覚 (竹之子)	覚 (塩2斗、三平所大佐司→政勝様)	覚	

56	55	54	53	52	51	50	49	48	47
不明	1836	1836	1829 頃カ	1828	1824	不明	不明	不明	不明
不明	天保7年丙申	天保7年丙申10 月吉日	文政12年己丑頃 カ	文政11年戊子	文政7年甲申10 月	不明		申6月7日	丑8月17日
		天保七 同十月吉日 申歳三平所江大神請礼覚帳 手々村 佐傳							
		(1) 天保七 同十月吉 申歳三平所江大神「手々村」 (2) 「請礼覚帳」 佐傳	(史料中に「文政十二年丑七月廿六日亡母様十三年吊」とある)	「庭訓往来」カ (史料中に「文政十一歳此もちや」「丑」「昨日得御意候条 丑吉」「数之事於御馳走」(後筆異筆「サイト三」とある)	文政七年十月廿 申年内祝二付「 」	「 」付御抱方入目覚日記 徳寿	(史料中に「官長」名ある)	覚(官長衆、米七升五合 記載あり)	母物(のろくめ住家新宅加勢夫等の規定書物、手々村所中→栄政衆)
		「覚」(天保七 同十月吉日 手々村 申歳三平所江大神請礼覚帳 佐傳 関連の別史料)							
		「手々村」 「跡新神立二付」 「カ」 佐傳 山村之 宮作							

65	64	63	62	61	60	59	58	57
1854	1851	不明	1844	1843	不明	不明	不明	不明
嘉永7年甲寅9月13日	嘉永4年辛亥9月吉日	不明	天保15年9月	天保14年癸卯9月	不明	子年以後カ	子8月7日	不明
嘉永七年九月十三日 寅年浅間村金富母めた阿ん御跡新神立 二付 諸入米割合帳 山村之宮作 兼佐勝 佐傳	嘉永七年九月十三日 寅年浅間村金富母めた阿ん御跡新神立 手々村							
嘉永七年九月「 寅年浅間村金富」 諸入米割合帳 「カ」	嘉永四年九月吉日 亥年御親類衆中御方差上諸品々代覚日記 御代官税所源左衛門様御代 掟貞明衆御代	覚(めた、佐傳、等人名記載あり)		天保十四年九月「 卯年御親類衆中」 御代官春山 「カ」	「 手々村之 佐傳 」	子ノ年三平江大「 「 升御(村カ) 神うけ諸入目 」	(2) 覚(大神、居神入選の時之配の覚、一七九二(寛政四千子)年かと類推するが、上記(1)に入っていたため、そのままとした) (1) 手々村 左傳	「カ」 類中御加勢覚日記 左傳
			天保十五年九月■日 辰年乃ろ久目神かなし御祝仕日記 乃ろ久め もつこせ					

76	75	74	73	72	71	70	69	68	67	66
不明	不明	不明	不明	1900	1899	1882	1863	1863	1856	1854
				明治33年庚子7月22日	明治32年己亥旧9月5日	明治15年旧10月10日	文久3年癸亥9月13日	文久3年癸亥5月吉日	安政3年内辰	嘉永7年甲寅9月13日
										嘉永七年九月十三日居方帳 寅年浅間村金富母之めた阿ん御跡当村 佐傳子こせ過新神立二付諸入米割合本帳 岡前村之 永徳
ある	史料中に「牛ノ年上納」「寅年」「未十二月十五日 但嶺森并左栄温衆兩人に入二而候尤」「巳年」とある 史料中に「但 三平所江召仕員数」とある	(三平所「印」のみ)	身代米并買「」			稲村實静殿への翌末春砂糖の借用書	文久三年亥九月十三日 佐傳病死二付葬式諸入目留帳 本喜	文久三年五月吉日「」カ 「文政7、12年 記事あり」	安政三年 辰年御親類衆「」	(1)嘉永七年九月「 寅年浅間村」 新神立二付諸「」 (2)「手々村佐傳 」 「阿ん御跡岡村佐傳子こせ過 岡前村之 永徳 (3)浅間村金富母之めた阿ん御跡手々村之 佐傳子こせ過新神立二付諸入米割合仕申 置二付為後年書
				明治三十三年家新宅二付品留帳簿	明治三十三年七月二十二日 明治三十三年七月二十二日 戊年家新作り材木					

史料番号の項で、例えば（10、10-1）（16、16-1、16-2、16-3、16-4）等の記載は、時代順ではない。史料が綴られている順を示す。
年代不明史料は、年代が確定されている他の史料の一部の可能性もある。

82	81	80	79	78	77
不明	不明	不明	不明	不明	不明
					9月22日
		覚	る （史料中に「御蔵配当を以差上候」とある）	（史料中に「覚 米五斗」とある）	（史料中に「九月廿二日 御代官所 御附役様、岡前暖津口横目太玉城、兼久暖横目、西目間切与人福美、西目間切与人福祐基」らの人名あり）
起請文	断簡				